

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 建設業許可関係事務における対策について

**建設業許可※の全ての申請及び届出について、  
郵送及び投函での仮受付を開始します。**

※1 解体工事業登録、浄化槽工事業登録を含みます。

☆手数料（県証紙）は貼付しないでください。

（事前審査終了後に来庁いただき、本受付時に手数料（県証紙）を納めていただきます。）

☆許可期間満了30日前までに愛知県に到達しない更新申請は、郵送・投函しないでください。（窓口にお越しください。）

☆更新を伴う業種追加等の申請は、更新申請の許可期間満了50日前までに愛知県に到達しない場合は、郵送・投函しないでください。（窓口にお越しください。）

### 1. 対象期間

令和2年5月11日（月）から当面の間

### 2. 提出方法

所管窓口（別紙参照）への郵送及び投函 ※窓口での仮受付も継続します。

※郵送、投函ともに、提出票をあわせて提出してください。

※申請書、役員の就任等の個人情報を含む届出を郵送する場合は、簡易書留郵便によることをお勧めします。

### 3. 申請書・届出書を受け取った後の事務の流れ

#### (1) 申請書【仮受付】

①事前審査を行います。（電話・FAX等で確認・補正等を行います。）

②事前審査終了後、電話で連絡をします。来庁いただき、手数料（県証紙）を納めていただいた後、本受付を行います。

③本受付後の流れは、従前のおりです。

#### (2) 変更届・事業年度終了届

①内容を確認します。必要があれば、電話・FAX等で補正等を行います。

②内容確認終了後、郵送・投函により愛知県が受け取った日をもって、本受付を行います。

経営事項審査を申請される場合は、事業年度終了届を本受付した後、当方から電話し、予約をしていただきます。予約票は副本と一緒にお渡しします。

## 4. 留意点

### 【申請】

- 郵送・投函時に、県証紙を貼付しないでください。
- 許可期間満了30日前までに愛知県に到達しない更新申請書は、郵送・投函しないでください。許可満了日までに本受付できない可能性があります。（窓口へお越しくください。）
- 更新を伴う業種追加等の申請は、更新申請の許可期間満了50日前までに愛知県に到達しない場合は、郵送・投函しないでください。許可更新ができない可能性があります。（窓口へお越しくください。）
- 必要な変更届や事業年度終了届が提出されていない場合、本受付はできません。
- 財産要件の確認資料として、残高証明書または融資証明書を提出する場合は、本受付時点で有効期間内※であることを要します。有効期間を超えた場合は、証明の取り直しが必要です。

※残高証明の基準日または融資証明の証明日が本受付日直前2週間以内（初日参入）

### 【届出】

- 経營業務の管理責任者・専任技術者の変更届において、要件を満たしていない場合、本受付はできません。
- 郵送による返送を希望される場合は、返信用封筒※を、届出書と一緒にご提出ください。  
※返信先の宛名を記載してください。返送に必要な費用（切手等）は提出者の負担となります。（切手等の貼付がないなど、費用をご負担いただけない場合は、窓口での返却となります。）

### 【共通】

- 申請書、届出書等の作成に当たっては、「建設業許可申請の手引き」「建設業法による変更届等の手引」をよくお読みいただき、書類への記載漏れや記載誤り、提出書類の不足がないようにしてください。

「建設業許可申請の手引き」「建設業法による変更届出等の手引き」

[https://www.pref.aichi.jp/toshi-somu/download/DL\\_PAGE-kyoka.html](https://www.pref.aichi.jp/toshi-somu/download/DL_PAGE-kyoka.html)

- 確認・補正等に対応していただける方の連絡先を、提出票に必ずご記入ください。
- 補正不能な不備があり、受付できないと判断された場合は、いったん書類をお返しすることになりますので、ご承知おきください。

※大臣許可については、直接、中部地方整備局に郵送してください。

別紙

郵送の場合、

○宛先には、担当グループ名まで記載してください。

(愛知県到達後、担当グループに届くまでに時間がかかることがあります。)

○封筒表面に、建設業許可等に関する申請書、変更届、事業年度終了届が同封されている旨を記載してください。(例:「建設業許可更新申請書在中」「建設業許可に関する変更届出書在中」、「建設業法による事業年度終了届出書在中」など)

主たる営業所の所在地	所管する窓口	電話番号
名古屋市 の 区域	都市整備局都市基盤部都市総務課 建設業第二グループ 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (自治センター2階)	052-954-6503
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎5階)	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒496-8533 津島市西柳原町1-1-4 (海部総合庁舎6階)	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	0569-21-3233
岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎6階)	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺1-2-4	0566-82-3114
豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒471-0867 豊田市常盤町3-2-8	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒441-1354 新城市片山字西野畑5-3-2-1	0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所 総務課 総務・建設業グループ 〒440-0801 豊橋市今橋町6	0532-52-1312

問い合わせ先 愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課建設業第二グループ

電話 052-954-6503(ダイヤルイン)